

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表 単位：円、消費税込（税率10%）

別表第1 住宅部分に対する審査

【建築確認申請との併願申請の場合】

判定対象床面積		標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
戸建住宅	200㎡以下	37,000	28,000	16,000
	200㎡超え 300㎡以下	40,000	31,000	17,000
※共同住宅等	300㎡以下	67,000	50,000	29,000

【単独申請の場合】

判定対象床面積		標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
戸建住宅	200㎡以下	45,000	34,000	20,000
	200㎡超え 300㎡以下	48,000	37,000	21,000
※共同住宅等	300㎡以下	86,000	65,000	35,000

【評価書等の活用の場合】

設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的	戸建住宅	6,000
審査、性能向上計画認定審査との併願申請の場合	※共同住宅等	10,000

※ 共同住宅等：長屋・共同住宅・寄宿舎・下宿

別表第2 非住宅部分に対する審査

【建築確認申請との併願申請の場合】

判定対象床面積	モデル建物法			標準入力法		
	A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
300㎡以下	85,000	64,000	51,000	210,000	158,000	126,000

【単独申請の場合】

判定対象床面積	モデル建物法			標準入力法		
	A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
300㎡以下	104,000	78,000	63,000	257,000	193,000	155,000

（注意事項）

- ・床面積の算定は、建築基準法の規定による延べ面積とする。
- ・増改築の場合、増改築部分の用途・面積により料金を算定する。
- ・複合建築物（併用・兼用住宅）の場合、非住宅部分の金額と住宅部分の金額を合算により料金を算定する。
- ・複数棟の場合、各棟ごとの金額の合算により算定する。
- ・建物用途に応じたA類～C類の分類は別表第3による。
- ・建物用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。
A類が含まれるときはA類、A類が含まれずB類が含まれるときはB類
- ・建築物の全てが計算対象外の室のみで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合等は、上記料金表によらず一律22,000円（税込）とする。

【計画変更申請の判定料金】

評価方法が同一で直前の判定の業務を機構が行ったものについては、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
その他のものについては、上記料金表の額とする。

【軽微変更該当証明料金（軽微な変更ルートC）】

軽微変更該当証明書は、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。

【適合判定通知等の再発行手数料】

1通につき2,200円（税込）とする。

【紙申請（電子申請システムを利用しない場合）の加算】

紙申請の場合（電子申請システムを利用しない場合）は2,200円（税込）を加算する。

別表第3 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A 類	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所	08190
	児童福祉施設等（前3 項に掲げるものを除く。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	専ら異性を同伴する客の休憩用に供する施設、店舗その他これらに類するもの	08600
B 類	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規程により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場、他カラオケボックスに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	08440
	飲食店(次項に掲げるものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗、パン屋、米	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310
C 類	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620